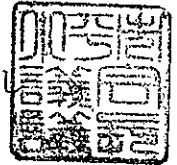




平議発第31号
令和6年6月28日

小平市長 小林 洋子 殿

小平市議会議長 松岡 あつし



文書質問書の送付について

このことについて、小平市議会基本条例第11条第1項の規定に基づき、別紙のとおり文書質問書が提出されましたので送付いたします。

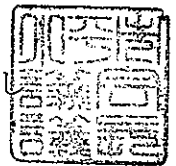
なお、所管部分の回答につきましては、令和6年7月12日までをお願いいたします。



平議発第32号
令和6年6月28日

小平市教育委員会
教育長 青木 由美子 殿

小平市議会議長 松岡 あつし



文書質問書の送付について

このことについて、小平市議会基本条例第11条第1項の規定に基づき、別紙のとおり文書質問書が提出されましたので送付いたします。

なお、所管部分の回答につきましては、令和6年7月12日までをお願いいたします。

小平市議会議長 松岡 あつし 殿

会派名	フォーラム小平
会派代表者名	吉本ゆうすけ
質問者名	吉本ゆうすけ

文書質問書

小平市議会基本条例第11条第1項の規定により、次のとおり文書による質問をいたします。

1 質問項目

議長及び議員と市職員との関わり方について、越権行為と捉えかねられない内容があると耳にした。事実関係を明らかにし、確認する必要があると考え以下質問する。

2 質問の理由及び趣旨

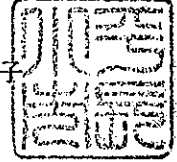
1. 新聞記者が独自の取材に基づき記事を掲載する例はよく見られる。新聞記事について議会に報告や説明がないと議長室に呼ばれた職員がいたという話や、議案以外の件について説明するように議長から求められ議長室に説明に行くこと、さらには議長が納得のいく答えが出ないと帰ることができないので困ったという話、また議長が事業者を連れて仕事の紹介をしてほしいなどと担当に通すこともあると聞いたが、もし事実であればパワーハラスメントに抵触する可能性も考えられる。議員や議長からのパワーハラスメントについて全庁的に調査をしたことがあるか。
2. 議長が市内にある市立以外の施設について、職員の随行を求めたことがあると聞いた。議員の視察に職員が随行する場合の規程などはあるか。また、この場合の職員の随行は出張に当たるか。市の施設ではない場合、職員が説明できるのか。
3. 議員が PTA や青少年対策地区委員会などの活動で、保護者や地域住民として学校に関わることはあり得ることで何も問題がない。しかしながら、授業に介入をするのは越権行為であると考え。これまで、議員から学校公開も含め、授業そのものに提案や介入があったか伺う。
4. 公用車について、運行日誌と議長公務をチェックしたところ、ルネこだいら(距離 1,600m)での公務に走行距離 10km、小平警察署(距離 740m)の公務に走行距離 15km など往復したとしても距離が大きすぎる日が散見された。この状態では行き先(目的地)と市役所間以外の関係ない場所に行った疑いがかかり、不正使用に当たってしまうと考える。運行日誌の記載漏れがないかきちんとチェックすることと併せて、目的地と市役所間の距離と実走の距離数をチェックする体制はあるか伺う。また、公用車使用のルールについて確認する。



平総職収第95号
令和6年7月5日

小平市議会議長 松岡 あつし 殿

小平市長 小林 洋子



回答書

小平市議会基本条例第11条第1項の規定による吉本ゆうすけ議員の文書質問について、次のとおり回答いたします。

- 1 議員や議長からのパワー・ハラスメントについて、全庁的に調査をしたことはありません。
- 2 職員の出張は、任命権者若しくは出張命令権者の発する出張命令によって行わなければならないとされております。

議員の視察に職員が随行する場合は、小平市議会議長発の関係職員の同行についての通知に基づき、公務として出張することとなります。通知や命令に基づかない出張はできません。

- 4 小平市庁用車管理規程では、総務課に所属しない専用車の車両管理者を、当該専用車を所管する課の長と定めており、議長が専用で使用する庁用車の運転日誌につきましては、議会事務局で管理しております。

公用車使用のルールは、小平市庁用車管理規程のほか、庁用車の適正な取扱いに関する通知に基づいております。

運転者は、運転日誌に酒気帯びの有無、使用時間、出発時及び終了時の走行メーター、行き先等を記載し、記載内容を車両管理者が確認することで庁用車の適正な管理を図っております。また、運転日誌に記載された内容に関して、疑義が生じた場合は、その都度、車両管理者が運転者に確認することになっております。



平教教指収第537号
令和6年7月5日

小平市議会議長 松岡 あつし 殿

小平市教育委員会
教育長 青木 由美



回答書

小平市議会基本条例第11条第1項の規定による吉本ゆうすけ議員の文書質問について、次のとおり回答いたします。

3 議員から学校公開も含め、授業そのものに提案や介入があったかにつきましては、教育委員会には議員からの提案等があったとの報告が、複数の学校からございました。

引き続き、教育の政治的中立性を踏まえて対応するよう各学校に指導及び助言を行ってまいります。